

宇治田原町週休2日制工事実施要領

(趣旨)

第1条 本要領は、宇治田原町が発注する工事において、週休2日制を実施するために必要な事項を定めたものである。

(目的)

第2条 建設業における労働者の健康増進やワークライフバランスの改善、将来の担い手確保のために、週休2日制工事の取組により、休日数を増やし、より働きやすい環境づくりを行っていくことを目的とする。

(対象工事)

第3条 週休2日制工事を実施する工事は原則、宇治田原町発注の全ての工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は本要領の対象外とする。なお、対象工事は特記仕様書に週休2日制工事であることを明記する。

- (1) 通年維持工事や緊急対応工事等の工事
- (2) 災害復旧工事等の社会的要請等により早期の完成が望まれる工事
- (3) 施工期間が2か月未満の小規模工事
- (4) 現場特性により施工時間や施工期間に制約があると判断される工事（学校の夏休み期間中での工事等）
- (5) その他、町長が週休2日制工事になじまないと判断した工事

(用語の定義)

第4条 本要領における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。なお、雨天や降雪時等による現場閉所・災害応急対応等・異常気象時等における安全パトロール及び現場見学会等の行為日数も現場閉所日に含むものとする。

(2) 現場着手日

工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。準備期間内における調査、測量、現場事務所の設置等の準備作業を含む。

(3) 現場終了日

工事施工範囲内で全ての作業が終了した日をいう。後片付け期間は含まない。

(4) 後片付け期間

工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃し、かつ整然とした状態にするために要する期間をいう。

(5) 施工に必要な期間

現場着手日から現場終了日までをいう。ただし、以下の日数は施工に必要な期間から除くものとする。

ア 年末年始（12月29日～1月3日）及び夏季休暇（8月14日～8月16日）

イ 工場製作のみの日数

- ウ 工事事務による不稼働日数
- エ 受注者の責によらず休工又は現場作業を余儀なくされる日数
- オ 工事の全面中止日数
- カ 発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する日数

(6) 月単位の週休2日（4週8休以上）

施工に必要な期間内の全ての月で、月毎の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所された状態をいう。

(7) 通期の週休2日（4週8休以上）

施工に必要な期間内で現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、**28.5%**（8日／28日）以上の水準の状態をいう。現場閉所率は小数点第2位以下を切り捨てとする。

(実施方法)

第5条 実施方法は次のとおりとする。

- (1) 発注者は、入札段階で特記仕様書に週休2日制工事であることを明記する。
- (2) 受注者は契約締結後、週休2日を反映した工程を計画し、現場閉所日が確認できるよう施工計画書に記載して、監督職員と協議すること。
- (3) 受注者は、予定していた現場閉所日を変更する場合は、事前に監督職員と協議すること。
なお、天候不良等のやむを得ない事情により急きょ現場閉所した場合は、この限りではないが、現場閉所後、速やかに監督職員に連絡すること。
- (4) 受注者は、監督職員と協議を行わずに、やむを得ない事情以外で予定していた現場閉所日を変更した場合は、これを現場閉所日数に含めることができない。
- (5) 受注者は、週休2日制工事の実施に取り組まなかった、または現場閉所率が一定未満であった場合、工事打合簿によりその理由を監督職員に報告することとする。
- (6) 受注者は、週休2日の取組にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることがないように、下請業者に対して必要な情報を提供するとともに、協力を求めるものとする。

(確認方法)

第6条 確認方法は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、現場終了日以降、速やかに、現場閉所日数が確認できる資料（任意様式。閉所実績が記載された工事報告書や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等。）を監督職員に提示すること。
- (2) 発注者は、提示された資料により現場閉所日数の割合等を確認する。

(補正係数)

第7条 週休2日の実施状況に応じた補正係数は、以下のとおりとする。

(1) 土木工事

現場の閉所状況に応じて、それぞれの経費に乗じる補正係数は、積算で使用する各積算基準書によるものとする。

	月単位の週休2日 (4週8休以上)	通期の週休2日 (4週8休以上)
労務費	1.02	1.00

共通仮設費率	1.01	1.00
現場管理費率	1.02	1.00

ただし、令和6年度の歩掛を用いて積算した工事における補正係数は、以下のとおりとする。

	月単位の週休2日 (4週8休以上)	通期の週休2日 (4週8休以上)
労務費	1.04	1.02
機械賃料	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.03

(2) 建築工事

現場の閉所状況に応じて、以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

	月単位の週休2日 (4週8休以上)	通期の週休2日 (4週8休以上)
労務費	1.02	1.00

ただし、令和6年度の歩掛を用いて積算した工事における補正係数は、以下のとおりとする。

	月単位の週休2日 (4週8休以上)	通期の週休2日 (4週8休以上)
労務費	1.04	1.02

(補正方法)

第8条 週休2日制工事における経費の補正方法は次のとおりとする。

- (1) 月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた上で、予定価格を作成するものとする。
- (2) 現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日の現場閉所を行ったと認められない場合は、契約書第24条の規定により、各経費に乗算する補正係数を通期の週休2日を達成した場合の補正係数に変更するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年9月1日以降に公告等を行った工事に適用する。